

第2期鳥取県公共施設等総合管理計画（案）のパブリックコメントの実施結果について

令和8年3月23日
行財政改革推進課

平成27年度に策定した「鳥取県公共施設等総合管理計画」について、現計画の計画期間が満了することから、第2期計画の案を作成しパブリックコメントを実施しましたので、その結果を報告します。

1 パブリックコメントの概要

- (1) 募集期間 3月4日（水）から3月18日（水）まで
- (2) 実施方法 県ホームページ、県庁県民課や各総合事務所、市町村役場窓口等にて意見募集
- (3) 意見総数（応募件数） 96件（93件）※電子アンケートによる意見を含む

<内訳>

項目	件数
計画全般に関する意見	37件
公共建築物に関する意見	52件
土木インフラに関する意見	1件
その他（計画とは直接関係しない意見）	6件

2 主な意見と対応方針

※凡例 … 「反映する」：計画に反映するもの 「対応済」：計画に盛り込んでいるもの 「その他」：御意見として何うもの

(1) 計画全般に関する意見

意見等の内容（要旨）	対応方針	意見に対する県の考え方
公共施設の維持管理にコストが必要なことを特に若い世代に周知すべき。	反映する	計画による取り組みを推進するためには県民の理解も必要であることから、公共施設の利用状況や老朽化等の状況について分かりやすい情報発信を行うことで、県民の理解醸成を図ることを第2期計画に記載するとともに実行する。
公共施設の利用状況や築年数等を県民に広く広報すべき。	反映する	
県民の意見を取り入れながら取り組んでほしい。	反映する	

(2) 公共建築物に関する意見

意見等の内容（要旨）	対応方針	意見に対する県の考え方
維持管理費を支出してまでも必要な施設かどうか見極め、費用に見合わない施設については除却や別の活用法を検討し、無駄を減らしてほしい。	対応済	資産価値に見合わない利用状況となっている施設については売却を促進し、施設の保有量の縮小と維持管理費用の縮減を行っている。
公共施設の民間への売却を進めるべき。	対応済	
行政が公共施設を保有せず、借りるなどして柔軟に廃止できる仕組みが大切ではないか。	反映する	県立ハローワークといった小規模な施設では民間施設を間借りするといった取組を実施している。施設整備が必要となった際には施設借上げなど公共施設の非保有手法についても検討することを第2期計画に記載する。
公共施設は縮減するだけでなく、必要なものは改修・新設してほしい。減らす一方では人や賑わいも減ってしまう。	対応済	適切な行政サービスを将来にわたって持続的に提供していくために、公共施設の利用状況やニーズ等、施設ごとに異なる状況をさまざまな観点から検討し、縮小・統合・廃止等により公共施設等の最適化を図る。
利用率が低い施設は削減や近隣施設との統合を検討することはありだと思いが、高齢者や子どもは車の運転ができない場合も多く、一定の距離に施設を保持する事が必要な場合もある。	対応済	

(3) 土木インフラに関する意見

意見等の内容（要旨）	対応方針	意見に対する県の考え方
道路を新たに作るのではなく、今あるものを直していくことに注力すべき。技術者不足でもあり、仕事を絞って人口減少社会に対応すべき。	その他	人口減少が進む中であっても、地域の社会経済活動や安全・安心を確保するため、既存道路などの機能維持はもとより、新たなインフラ整備も不可欠である。 このため、新技術の導入による維持管理の効率化や生産性の向上に取り組むとともに、建設業を担う人材を育成し、持続的に機能する社会基盤の形成を図る。

3 第2期鳥取県公共施設等総合管理計画（案）について

別添のとおり

【参考】第2期計画の概要

1 計画期間 令和8年度～令和27年度（20年間）

2 基本方針（主なもの）

<公共建築物>

方針1：保有総量の最適化 ○今後の社会情勢や施設の利用状況・ニーズ等の変化を踏まえながら、それぞれの施設特性に応じた適正な施設総量となるよう縮減・最適化を図ります。
方針2：効率的な利用 ○売却が困難な未利用財産は、貸付を行うなど効率的な利用を図るとともに、維持管理費用の抑制を図ります。
方針3：長寿命化・維持管理費の抑制 ○計画的かつ適期に修繕・改修を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。

<土木インフラ>

方針1：メンテナンスサイクルの構築 ○持続可能なメンテナンスサイクル【点検⇒診断⇒措置⇒記録⇒（次回点検）】を確かなものとするため、点検・診断、修繕履歴等のデータを一元管理するデータベースの構築を推進します。
方針2：財政負担の縮減及び平準化と財源の確保 ○従来の事後保全から予防保全型メンテナンスへの転換をより一層推進し、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減・平準化を図ります。
方針3：適切な維持管理体制の整備 ○県庁内の部局横断的な連携に加え、国や市町村、さらには大学等の研究機関、民間事業者、地域住民など、多様な主体との連携・協同体制を目指します。

3 数値目標

<公共建築物>

- ・令和6年度末の施設数を20年間で10%削減を目指します。
- ・令和6年度末の総延床面積を20年間で5%削減を目指します。

<土木インフラ>

- ・平成27年から40年間で必要なトータルコストは、予防保全型の老朽化対策への転換等により、第1期計画策定当初から15%の削減を目指します。

4 第1期計画からの変更点

- ・計画期間を20年間とし、5年毎に見直しを行うこととする。
令和8年度～令和27年度までの20年間（現行：平成28年度～令和7年度までの10年間）
- ・施設の使用目標年数の10年前を目途に施設の在り方検討（存廃を含む）を開始することとする。
- ・公共建築物における数値目標について、新たな期間で数値目標を設定する。
○令和6年度末（現行：平成27年末）の施設数を20年間（現行：30年間）で10%削減
○令和6年度末（現行：平成27年末）の総延床面積を20年間（現行：30年間）で5%削減